

○厚生労働省令第二十四号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百七号）第三十三条第四項の規定を実施するため、厚生労働省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月五日

厚生労働大臣 長妻 昭

厚生労働省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和六十一年厚生省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式裏中「註しへは辨5号」を「から辨6号まで」に改める。

附 則

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第

三十九号)の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。